

組合員各位

27公告第 21号
2016年3月23日

愛知県豊田市トヨタ町530番1
トヨタ関連部品健康保険組合
理事長 石川 晃



組合規約の一部変更について

当健康保険組合規約の一部(第45条、第46条)が、別紙のとおり変更になりますのでお知らせします。

以上

新旧条文対照表

新	旧
<p>(傷病手当金付加金)</p> <p>第45条 被保険者が、法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の30分の1に相当する額の100分の70に相当する額から、当該傷病手当金額を控除した額を支給する。</p> <p>ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が12月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の70に相当する額から、当該傷病手当金額を控除した額を支給する。</p> <p>(1)傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額</p> <p>(2)傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の30分の1に相当する額</p> <p>2 法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項から第5項までの規定により傷病手当金の支給が行われていない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。この場合において、法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項から第5項の規定により傷病手当金の支給が行われない場合の傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)法第103条第1項又は法第108条第1項、第3項若しくは第5項のいずれかに該当する場合 支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。</p> <p>ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。</p> <p>ア. 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額</p> <p>イ. 報酬の額</p> <p>ウ. 障害厚生年金の額</p> <p>エ. 老齢退職年金の額</p> <p>(2)法第108条第4項に該当する場合 傷病手当金付加金の全額。</p> <p>ただし、第1号ア、イ又はエに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。</p> <p style="text-align: center;">第1号へ統合</p>	<p>(傷病手当金付加金)</p> <p>第45条 被保険者が、法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として1日につき被保険者の標準報酬日額の100分の70に相当する額から傷病手当金の額を控除した額を支給する。</p> <p>2 法第108条第1項から第4項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。この場合において、法第108条第1項、第2項または第4項の規定により傷病手当金の支給が行われない場合の傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)報酬の全部または一部を受け取ることができるときは、報酬を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計額から、受けることのできる報酬の額を控除して得た額</p> <p>(2)同一の疾病または負傷及びこれにより発した疾病に関し、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金の支給を受けなければ受けることができた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計額から、法第108条第2項の規定により算定された当該障害厚生年金の額を控除して得た額(当該受給者が同時に第1号に該当する場合であって当該控除して得た額が第1号の額を超えるときは、第1号の額)</p> <p>(3)同一の疾病または負傷及びこれにより発した疾病に関し、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害手当金の支給を受けることができるときは、傷病手当金付加金の全額</p> <p>(4)法第108条第4項の規定に該当する者が、法第108条第4項の老齢退職年金給付の支給を受けることができるときは、当該老齢退職年金給付の支給を受けなければ支給を受けることのできた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計額から、法第108条第4項の規定により算定された老齢退職年金給付の額を控除して得た額</p>

新旧条文対照表

新	旧
<p>(延長傷病手当金付加金)</p> <p>第46条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後、同一の疾病または負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額平均額の30分の1に相当する額の100分の50に相当する額を支給する。</p> <p>2 延長傷病手当金付加金は、被保険者が次の各号に掲げるもののうちいずれか1以上の支給を受ける場合、当該各号に定める額のうちいずれか多い額の限度において支給しない。 <u>(1)同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病とは別の疾病等による傷病手当金(又は傷病手当金付加金)</u> 法第99条第2項の規定より算定される傷病手当金の額(及び規約第45条第1項の規定により算出される傷病手当金付加金の合計額) <u>(2)出産手当金</u> 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額 <u>(3)報酬の全部又は一部</u> 当該報酬の額 <u>(4)法第108条第3項に規定する障害厚生年金</u> 当該障害厚生年金の額 <u>(5)法第108条第5項に規定する老齢退職年金</u> 当該老齢退職年金の額</p> <p>3 延長傷病手当金付加金を支給する場合において、障害手当金から当該障害手当金の支給を受けなければ受けることのできた傷病手当金の額を控除した額に、当該延長傷病手当金付加金が達するまでの間、当該延長傷病手当金付加金は支給しない。</p> <p>4 延長傷病手当金付加金は、同一の傷病または負傷及びこれによって発した傷病に関し、法定給付満了の翌日から起算して6カ月を経過したときは支給しない。</p> <p>附 則 (施行期日) 第1条 この規約は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 第2条 施行日前の労務に服することができない期間にかかる傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。</p> <p>第3条 施行日前の労務に服することができない期間にかかる延長傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。 また、施行日前に法定給付満了した者にかかる施行日以後の延長傷病手当金付加金の支給については、第46条第1項中「当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額平均額の30分の1に相当する額」とあるのは、「当該傷病手当金の法定給付満了の日における標準報酬月額平均額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>	<p>(延長傷病手当金付加金)</p> <p>第46条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法第99条第2項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一の疾病または負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき被保険者の標準報酬日額の100分の50に相当する額を支給する。</p> <p>2 延長傷病手当金付加金は、被保険者が報酬の全部もしくは一部または厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、その報酬または法第108条第2項の規定により算定された障害厚生年金の額(同時に報酬と障害厚生年金の支給を受けることができるときは、その報酬の額と法第108条第2項の規定により算定された障害厚生年金の額のうちいずれか大きい額)の限度において支給しない。</p> <p>3 延長傷病手当金付加金を支給する場合において、障害手当金から当該障害手当金の支給を受けなければ受けることのできた傷病手当金の額を控除した額に、当該延長傷病手当金付加金が達するまでの間、当該延長傷病手当金付加金は支給しない。</p> <p>4 延長傷病手当金付加金は、法第108条第4項の規定に該当する者が、法第108条第4項の老齢退職年金給付の支給を受けることができるときは、法第108条第4項の規定により算定された老齢退職年金給付の額の限度において支給しない。</p> <p>5 延長傷病手当金付加金は、同一の傷病または負傷及びこれによって発した傷病に関し、延長傷病手当金付加金の支給をはじめた日から起算して6カ月を経過したときは支給しない。</p>